

2022年5月13日

各 位

会社名 株式会社北川鉄工所  
代表者名 代表取締役会長兼社長 北川 祐治  
(コード:6317、東証プライム)  
問合せ先 代表取締役副会長  
兼経営管理本部長 北川 宏  
(TEL:0847-45-4560)

### 取締役の報酬額の設定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年2月25日付け「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、2022年6月24日開催予定の第112回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することになりました。これに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び監査等委員である取締役の報酬額を設定するとともに、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び監査等委員である取締役の報酬額の設定に関する議案並びに本制度に関連する議案を本株主総会に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

#### I. 取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び監査等委員である取締役の報酬額の設定について

当社の取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第96回定時株主総会において年額500百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、本株主総会において別途付議を予定しております監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬限度額は年額500百万円以内（うち社外取締役は年額50百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50百万円以内（うち社外取締役は年額50百万円以内）と設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

現在の取締役は12名（うち社外取締役は3名）であるところ、本株主総会において別途付議を予定しております監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案並びに取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び監査等委員である取締役の選任議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は5名（うち社外取締役は2名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）となります。

#### II. 本制度の導入について

## 1. 本制度の導入の目的及び条件

### (1) 導入の目的

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

### (2) 導入の条件

本制度の導入は、本株主総会において別途付議を予定しております監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。また、本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることも条件といたします。

なお、本株主総会では、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を、上記I.の報酬枠の範囲内で設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬総額は、本株主総会で承認予定の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬限度額の範囲内で年額50百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役又は委任型執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも喪失する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

### 3. 当社の委任型執行役員への適用

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の委任型執行役員に対しても、本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上